

議案第61号

西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年1月28日 提出

西海市長 濑川 光之

西海市条例第 号

西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年西海市条例第18号) の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断

（西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年西海市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条から第3条までの規定による改正後の西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定、

西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定及び西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。

新旧対照表

西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

<第1条> 西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新	旧
西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
平成26年9月30日	平成26年9月30日
西海市条例第18号	西海市条例第18号
第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10 第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第13条～第16条 (略)	第13条～第16条 (略)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断

3及び4 (略)

第18条～第49条 (略)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3及び4 (略)

第18条～第49条 (略)

<第2条> 西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新	旧
西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
平成26年9月30日	平成26年9月30日
西海市条例第19号	西海市条例第19号
第1条～第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第53条 (略)	第1条～第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第53条 (略)

＜第3条＞ 西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新	旧
西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例	西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例
平成26年9月30日	平成26年9月30日
西海市条例第20号	西海市条例第20号
第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止)	第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止)
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条</u> <u>の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を 与える行為をしてはならない。	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条</u> <u>の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える 行為をしてはならない。
第13条～第21条 (略)	第13条～第21条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条から第3条までの規定による改正後の西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定、西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定及び西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。